

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、京極運輸商事株式会社と称し、
英文では「Kyogoku unyu shoji Co.,Ltd.」と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 港湾運送業
2. 貨物自動車運送事業
3. 貨物運送取扱事業
4. 通 関 業
5. 貨物梱包業
6. 石油類容器の賃貸借、売買および洗滌修理業
7. 石油製品類およびその副産物売買業
8. 油槽清掃および消毒業
9. 倉 庫 業
10. 次の商品に関する輸出入および販売業
電子部品、鉄鋼、飼料原料、繊維、建築資材、家具、洋品雑貨、
食料品、酒類
11. 産業廃棄物処理業
12. 不動産、車両、荷役用機械および器具の賃貸借ならびに売買
13. 船舶代理業
14. 機械器具・装置等の加工、組立て、解体、保守点検および整備業務
15. 労働者派遣事業
16. 発電および売電に関する事業
17. 以上に関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都中央区に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、1,200万株とする。

(自己株式の取得)

第6条 当社は、取締役会の決議により、自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 当社の1単元の株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利)

第8条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することはできない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

- 2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- 3. 募集株式または募集新株予約権の割当を受ける権利

(株式取扱規定)

第9条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規定による。

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、公告する。

(基準日)

第11条 当社は毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- ② 前項のほか、必要ある場合は、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第12条 定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要ある場合にこれを招集する。

(招集権者および議長)

第13条 株主総会は、取締役会の決議に基づき社長が招集し、その議長となる。

- ② 社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従って他の取締役がこれに代わる。

(決 議)

第14条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除いては、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

- ② 会社法第309条第2項の定めによるべき決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

(議決権の代理行使)

第15条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。この場合には、株主または代理人は代理権を証する書面を、株主総会ごとに当社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第16条 当社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

第17条 当社の取締役は、15名以内とする。

(取締役の選任)

第18条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株

主が出席し、その議決権の過半数によりこれを行う。

③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第19条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

② 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(業務執行取締役)

第20条 取締役会の決議により、取締役中より取締役社長1名を定める。

② 取締役会の決議により取締役中より取締役会長、取締役副会長、取締役副社長各1名、専務取締役および常務取締役若干名を定めることができる。

(代表取締役、役付取締役の業務担当)

第21条 取締役会の決議により、代表取締役を定める。

② 各役付取締役の業務担当は、取締役会規定の定めるところによる。

(取締役の報酬等)

第22条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によりこれを定める。

(取締役会の招集)

第23条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役の責任免除)

第24条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の同法第423条1項の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、同法第423条1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める額とする。

(取締役会規定)

第25条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規定による。

第5章 監査役および監査役会

(監査役および監査役会の設置)

第26条 当社は監査役および監査役会を置く。

(監査役の員数)

第27条 当社の監査役は、4名以内とする。

(監査役の選任)

第28条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数によりこれを行う。

(監査役の任期)

第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主

総会終結の時までとする。

② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第30条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集)

第31条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ずに監査役会を開催することができる。

(監査役会規定)

第32条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規定による。

(監査役の報酬等)

第33条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によりこれを定める。

(監査役の責任免除)

第34条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の同法第423条1項の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第35条 当社は会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第36条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第37条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

② 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第39条 当社は、会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める額とする。

第7章 計 算

(事業年度)

第40条 当社の事業年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(期末配当金)

第41条 当社は株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

(中間配当金)

第42条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して会社法第454条第5項に定める金銭による剰余金の分配（以下中間配当金という。）を行うことができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第43条 期末配当金および中間配当金が支払開始の日から満3年を経過しても受領されない時は、当社はその支払の義務を免れる。

② 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

(改正経緯)

昭和22年	5月12日	制	定
昭和57年	10月1日	改	正
昭和62年	7月7日	〃	
平成元年	6月29日	〃	
平成2年	6月28日	〃	
平成3年	6月27日	〃	
平成4年	6月26日	〃	
平成5年	6月29日	〃	
平成6年	6月29日	〃	
平成12年	6月29日	〃	
平成14年	6月27日	〃	
平成15年	6月27日	〃	
平成16年	6月29日	〃	
平成18年	6月29日	〃	
平成21年	6月26日	〃	
平成22年	6月29日	〃	
平成25年	6月27日	〃	
2021年	6月29日	〃	